

各種警報等発表時の登下校について

R4.7.1 改定

ここでいう「各種警報等」とは、**特別警報、暴風警報、大雨警報、洪水警報、大雪警報、記録的短時間大雨情報、強風注意報等**をいいます。

1 児童が登校する以前に見出しの警報等または、警戒レベル3以上が発表されている場合

- (1) 解除になるまで登校の準備をして、**家で待機**とする。
- (2) 始業1時間前の午前7時20分までに警報等及び警戒レベル3以上が解除された場合は、安全に十分気をつけて登校する。
- (3) 午前7時20分～正午までに警報等及び警戒レベル3以上がすべて解除された場合は、解除後**1時間を過ぎてから授業（朝の活動等を含む）を開始**する。
- (4) 正午を過ぎてから解除された場合は、**臨時休業**とする。
※(2)や(3)の場合でも、道路の損壊や水没、家・木・電柱などの倒壊等で危険な場合は、保護者の判断で登校を控え、その旨を学校へご連絡ください。
※授業が予め午前中（給食なし）で計画されている授業日（土曜授業等）の場合で、始業1時間前の午前7時20分過ぎても警報が解除されなければ、**臨時休業**とする。

2 岐阜市教育委員会が警報等発表前に気象状況等を判断して休業や授業打ち切りを決定した場合

決定後、「**スマート連絡帳**」で情報配信します。また、可能な場合は「文書」でもお知らせします。

3 児童が登校してから**強風注意報・暴風警報**が発表または、**警戒レベル3以上**の発令された場合（台風接近時）

- (1) **強風注意報**発表時は、気象状況（台風の中心位置・規模・進行速度・方向等）や道路・交通の状況等を判断して、安全に帰宅させ得ると認められる場合、授業を速やかに中止して下校させる。
※下校させると判断した場合、放課後児童クラブとの連携を確実に行う。
- (2) **暴風警報**発表時又は**警戒レベル3**発令時は、「保護者への児童引き渡し」による下校を行う。
- (3) **警戒レベル4**以上発令時は下校させず、校内及び教育施設の最も安全な場所で待機させる。

4 児童が登校してから**警報（大雨・洪水・大雪）・記録的短時間大雨情報**が発表又は**警戒レベル3以上**の発令された場合

通学路や学校周辺の安全確認の状況を基に、気象情報（雨や雪の降り始めやピークはいつかなどの最新情報）や避難に関する情報も参考にしながら、「授業の打ち切り」「集団下校」「保護者への引き渡し」「学校待機」等の対応の判断をする。

- (1) 「授業の打ち切り」の決定をし、安全に帰宅させ得ると認められると判断した場合は、授業を速やかに中止して下校させる。
※下校させると判断した場合、放課後児童クラブとの連携を確実に行う。
- (2) 安全に帰宅させ得ると認められないと判断した場合は、「保護者への児童引き渡し」による下校または、「学校待機」の判断をする。
- (3) **警戒レベル4**以上発令時は下校させず、校内及び教育施設の最も安全な場所で待機させる。

- 各種警報等が発表されそうな気象状況の時は、「**スマート連絡帳**」への配信にご留意くださり、急な「児童引き渡し」にも対応できるようご配慮ください。
- 緊急時に備え、保護者1名だけでなく、複数名の「**スマート連絡帳**」登録をお願いします。